

# 水産業従業員宿舍整備事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域の基幹産業となっている漁業者や水産加工業者等の生産能力向上のため、県内に事業所等を有する中小企業者のうち漁業者及び水産加工業者並びに水産業協同組合等（以下「中小水産業者等」という。）が実施する従業員や就業者確保のための宿舍整備に要する経費を補助するもの。

## 補助対象者

★従業員確保のための宿舍整備を行う中小水産業者等

## 補助対象経費

★中小水産企業等の従業員のための宿舍整備のうち、生産能力の向上に必要不可欠あり、宿舍整備（新築、改修等）の費用に要する経費のうち、知事が補助対象としたもの。

区分	内容
補助対象とする宿舍	○従業員用に供する宿舍（以下、「従業員宿舍」という。） ※建築基準法、労働基準法等の関係法令に基づく、要件を満たしたもの
宿舍の種類	○単独の従業員宿舍 ○他施設（一般住宅等）と合築した従業員宿舍
宿舍整備の種類	新築等の整備 ○新築（新たに従業員宿舍を建設すること）※中古宿舍の取得含む。 ○改造（他の用途から転用し、従業員宿舍の用途に作り変えること） ○増築（既存の従業員宿舍を建て増し、床面積を増やすこと） ※居室等を新たに増やし、居住可能人数が増加する増築のこと。
	改修等※の整備 ○改修（既存の従業員宿舍の内装（附帯設備等）を変更し、機能や性能を向上させること） ○増築（既存の従業員宿舍を建て増し、床面積を増やすこと） ※居室等の面積拡大による居住可能人数が変わらない増築のこと。

※改修等の整備は、既存宿舍を法務省「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」に規定される居住基準に合致させるための整備や、人口流出を防ぐ目的の居住環境の整備に限る。

## 補助限度額及び補助率

- ★補助限度額：補助上限額2,000万円、補助下限額100万円。
- ★補助率：補助対象経費の1/2以内（対象経費に消費税分は含まれません。）  
※予算の都合により採択されないこと、補助率の範囲内で減額されることがあります。

## 募集期間

令和8年7月2日（木）～令和8年8月21日（金）

- 申請方法は原則として「Logoフォーム」のみとなります。（郵送または持参により原本が必要な書類を除く）
- 提出書類に不備等がない場合、正式に受付完了となります。
- 申請受付後、県が定める基準に基づき「補助事業実施計画書」を審査し、予算の範囲内において交付決定しますので、公募要件を満たした申請であっても、交付決定されない場合がありますので、ご了承願います。

交付申請書等の様式はHPからダウンロード願います

詳細は「[公募要領（水産業従業員宿舍整備事業）](#)」をご覧ください

宮城県水産林政部 水産業振興課 加工流通振興班（水産加工業者等）・企画推進班（漁業者等）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931・022-211-2935 FAX:022-211-2939

E-mail: suishinr@pref.miyagi.lg.jp・suishink@pref.miyagi.lg.jp

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/syukusyaseibi-r8.html>